

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地  
高 島 株 式 会 社  
代表取締役社長 高 島 幸 一

## 第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル<br>当社本店11階会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第127期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第127期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役3名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査役1名選任の件   |

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tak.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  3. 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)におけるわが国の経済環境は、前半期は消費増税の反動減により景気低迷に陥りました。後半期においても個人消費の低迷は続いており、新設住宅着工戸数の減少等からも景気の回復に至ったとは言えない状況となりました。

一方で円安の定着、原油安、低金利などを背景に全般的な企業環境は改善に向かい、設備投資も増加の傾向を示しており、今後の景気は緩やかな回復基調となる見通しです。

再生可能エネルギーに関しましては、電力系統連系負荷などにより後半期より5電力会社が設備認定の保留・抑制などの措置を実施した結果、新規の設備認定が遅延する結果となり、また電力買取を各電力会社が制限できるルールが施行された影響で、太陽光発電事業の採算性が見通しにくくなったことなどにより投資の減速要因となっております。

このような環境の下、当社グループでは建設資材関連分野、断熱・省エネ関連分野、電子部品関連分野、車輛部材関連分野では売上が増加した一方で、太陽エネルギー関連分野、アパレル関連分野で売上が減少し、全体で売上は減少となり営業利益、経常利益も減少しました。しかしながら、当期純利益は特別損益の影響と法人税率の引き下げなどにより増加となりました。

この結果、当社グループの当期における売上高は91,738百万円(前連結会計年度比3.3%減)、営業利益は1,756百万円(同4.5%減)、経常利益は1,974百万円(同4.0%減)、当期純利益は1,368百万円(同16.2%増)となりました。

セグメント別の売上高の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント別	期別	第127期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第126期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	伸び率(%)
建	材	63,124	66,934	△5.7
産	業	28,468	27,767	2.5
賃	貸	146	152	△4.3
	合 計	91,738	94,854	△3.3

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

#### **建材**（売上高伸び率△5.7%）

建設資材関連や土木関連分野においては建築需要増加に伴い受注が増加したことにより売上は増加しました。一方太陽エネルギー関連分野では、産業用物件や蓄電池などは増加しましたが、住宅向けは消費増税と補助金終了の影響などで売上が減少し、建材セグメント全体では売上は減少となりました。また太陽エネルギー関連分野は競争激化で利益率が低下し、不良債権の発生などもありセグメント利益も減少しました。

#### **産業資材**（売上高伸び率2.5%）

消費増税後の反動減によりアパレル関連分野や樹脂製品関連分野で売上が減少しましたが、断熱・省エネ関連分野で商業施設での照明案件の継続受注、車輛部材関連分野では海外需要の増加による受注増加、電子部品関連分野で海外での新規受注拡大と、同分野の子会社の事業年度が決算期変更により前期は9ヶ月間であったことから売上が増加し、産業資材セグメント全体では売上は増加となりました。アパレル関連分野の売上は減少しましたが、同分野のコストも大幅に削減し、また繊維関連子会社の生産性向上によりセグメント利益は大きく増加しました。

#### **賃貸不動産**（売上高伸び率△4.3%）

保有賃貸マンションの入居率が減少したため、売上は減少、セグメント利益も減少となりました。

## **2. 資金調達の状況**

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

## **3. 設備投資等の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備  
特記すべき事項はございません。
- (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
賃貸不動産部門 賃貸用ホテルの新設
- (3) 重要な設備の除却等  
特記すべき事項はございません。

## **4. 対処すべき課題**

当社グループの主成長エンジンであった太陽エネルギー関連分野は、今後も長期的には市場拡大が見込まれますが、この数年間は買取価格政策の変更などにより成長が見込めません。当分野に代わる成長の牽引分野として、断熱・省エネ関連分野、高機能素材関連分野に、資源の重点配分並びに必要な投資を行うことで多角的事業による成長を目指します。そのため、

当該2つのダントツ領域における全社プロジェクト化による新規事業開発、主要顧客との戦略的連携強化、M&Aを含む新規商圏の確保に取り組んでまいります。

太陽エネルギー関連分野の成長減速により、当分野の得意先の与信不安の発生が懸念されます。従来から取り組んでいる与信管理を強化してまいります。

企業理念研修やコンプライアンス教育を一層強化し、内部統制につきましても、より強靱な体制を構築してまいります。

当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化が求められております。管理部門を中心に専門性の高い人財の育成・登用により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別		第124期	第125期	第126期	第127期
			(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度) (当連結会計年度)
売 上 高			79,694	83,175	94,854	91,738
営 業 利 益			1,298	1,248	1,839	1,756
経 常 利 益			1,402	1,466	2,056	1,974
当 期 純 利 益			750	917	1,177	1,368
1 株 当 た り 当期純利益 (単位：円)			16.59	20.28	26.05	30.27
総 資 産			35,794	36,453	43,924	42,577
純 資 産			8,620	9,793	10,978	13,062

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドテクノ株式会社	70 百万円	100 %	繊維製品の加工・販売
TAKグリーンサービス株式会社	60	100	太陽光発電システムの販売・施工
iTak (International) Limited	千香港ドル 25,000	100	電子部品、電子機器の販売

- (注) 平成27年3月31日にシーエルエス株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としました。  
同社は当連結会計年度における内部統制上の重要な子会社に該当しないため、上表には含めておりません。

## 7. 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連資材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、電子部品、医療用物流資材、その他工業資材
賃 貸 不 動 産	賃貸不動産

8. 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社 大 阪 支 店 名 古 屋 支 店 北 海 道 営 業 所 東 北 営 業 所 中 国 営 業 所 九 州 営 業 所 四 国 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区 大 阪 市 中 央 区 名 古 屋 市 中 区 札 幌 市 中 央 区 仙 台 市 青 葉 区 広 島 市 中 区 福 岡 市 中 央 区 香 川 県 高 松 市
ハイランドテクノ株式会社	本 社 及 び 工 場 東 京 支 店	栃 木 県 那 須 塩 原 市 東 京 都 文 京 区
TAKグリーンサービス株式会社	本 社 名 古 屋 支 店 大 阪 支 店 中 国 支 店 九 州 支 店	東 京 都 中 央 区 名 古 屋 市 中 区 大 阪 市 中 央 区 広 島 市 西 区 福 岡 市 中 央 区
iTak (International) Limited	本 社 シ ン ガ ポ ー ル 支 店 中 国 深 圳 代 表 事 務 所 マ レ ー シ ア ・ ペ ナ ン 事 務 所 日 本 支 社 東 京 オ フ ィ ス 日 本 支 社 大 阪 オ フ ィ ス	中 華 人 民 共 和 国 香 港 シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国 中 華 人 民 共 和 国 深 圳 マ レ ー シ ア ペ ナ ン 東 京 都 新 宿 区 兵 庫 県 尼 崎 市

## 9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
材	名	名
建	159(72)	1
業	232(40)	53
資	2(4)	1
貸	71(18)	△2
不		
動		
産		
全社（共通）	464(134)	53
合計		

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。  
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 10. 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,295
株式会社三井住友銀行	808

- (注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、タカシマパッケージングジャパン株式会社は、株式会社Tメディカルサービスを吸収するとともに、Tメディカルパッケージ株式会社に社名変更しました。

当連結会計年度において、シーエルエス株式会社の発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社としたため、連結の範囲に含めております。

## II. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,192,708株（自己株式453,025株を除く）
3. 株主数 5,085名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	3,914	8.66
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口座 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,138	4.73
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,061	4.56
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,818	4.02
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,762	3.89
株 式 会 社 ク ラ レ	1,006	2.22
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	824	1.82
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	815	1.80
松 井 証 券 株 式 会 社	780	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	750	1.65

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等  
該当事項はありません。



## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長	
高垣 康孝	常務取締役 建材事業本部長	
大畑 恭宏	常務取締役 経営管理本部長 兼 経営企画統括部長 兼 産業資材戦略担当	
田中 邦忠	常務取締役 産業資材事業本部長 兼 第二統括部統括部長	
後藤 俊夫	取締役	iTak (International) Limited 代表取締役社長
弓削 道雄	取締役	
森 哲治	常勤監査役	
川添 丈	監査役	表参道総合法律事務所 代表弁護士
石尾 肇	監査役	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員（公認会計士） 株式会社星医療酸器 社外監査役 公益財団法人 日本心臓財団 監事 独立行政法人 地域医療機能推進機構 監事

- (注) 1. 取締役弓削道雄氏は社外取締役であります。
2. 監査役川添丈氏及び監査役石尾肇氏は社外監査役であります。
3. 取締役弓削道雄氏、監査役川添丈氏及び監査役石尾肇氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役石尾肇氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・常務取締役田中邦忠氏は、常務取締役産業資材事業本部長兼第二統括部統括部長から常務取締役産業資材管掌に就任いたしました。
  - ・常務取締役大畑恭宏氏は、常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼産業資材戦略担当から常務取締役経営管理本部長兼産業資材事業本部長に就任いたしました。

### 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	156百万円
(うち社外取締役)	1名	5百万円)
監査役	3名	22百万円
(うち社外監査役)	2名	8百万円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、取締役の報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額1億80百万円以内、監査役の報酬額は、年額55百万円以内と決議いただいております。
2. 平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、業務執行取締役につきましては、連結当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入する旨を決議いただいております。上記には、当事業年度中に利益連動報酬として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役6名 40百万円

### 3. 社外役員に関する事項

	社外取締役	社外監査役	
	弓削 道雄	川添 丈	石尾 肇
(1) 重要な兼職先と当社との関係	－	(別記 1)	(別記 2)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	－	－	－
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記 4)	(別記 4)	(別記 4)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	－	－	－
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	－	－	－

(別記 1) 川添監査役は、表参道総合法律事務所の代表弁護士であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記 2) 石尾監査役は、監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員、株式会社星医療酸器の社外監査役、公益財団法人日本心臓財団の監事、独立行政法人地域医療機能推進機構の監事であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記 3) 当事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況並びに発言状況

弓削取締役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち15回出席（出席率100%）しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

川添監査役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち15回出席（出席率100%）、監査役会には14回のうち14回（出席率100%）出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

石尾監査役 当事業年度に開催した取締役会には、15回のうち15回出席（出席率100%）、監査役会には14回のうち14回（出席率100%）出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記 4) 当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額  
32百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
32百万円

なお、重要な子会社のうちiTak (International) Limitedの計算関係書類の監査は、畢馬威会計師事務所が行っております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
  - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに、率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
  - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
  - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
  - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
  - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役及び各監査役が閲覧できるよう整備・保存する。
  - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
  - i. 経営管理本部長は経営管理本部の管理職者の中より選任した「リスク管理委員会」を編成して定期的にリスクの見直し・検討を行い総合的なリスク管理を推進する。
  - ii. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
  - iii. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
  - iv. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに、適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
  - v. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書により手続を行った上で責任を持って対処する。
  - vi. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
  - vii. 問題が発生した場合は、その全容と真の原因を早期に究明し「トラブル対応基準」に従い適正に問題解決に当るとともに、リスク変化が生じた時は適宜に対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
  - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」を率先して遵守するとともに、「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取組む。
  - ii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は執行ラインから独立したラインで調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り業務の適正を確保する。
  - ii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
  - iii. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係を持たず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
  - iv. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに、定期的又は必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
  - v. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査役に報告する。
  - vi. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
  - vii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
  - viii. 監査役はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査役の職務遂行補佐員及び独立性に関する体制
- 監査役の職務の補助が必要な時は、監査役会の求めに応じて使用人を配置するとともに、独立性を確保するためにその任命、異動、懲戒、評価については常勤監査役の同意の上行う。またその独立性を確保するために監査役が当該使用人をその職務の補助すべき使用人とする期間は、当該使用人の指揮権は監査役に移譲され、取締役の指揮・

命令は受けないものとする。

- (8) 取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに、監査役会に報告する。
  - ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査役へ報告する。
- (9) 監査役  
の監査が実効的に行われる事を確保するための体制
  - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査役との連携を密にとり、効率的な監査役監査が行われるよう体制を整備する。また監査役は、内部統制部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
  - ii. 代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合を持ち監査役が必要な情報を得られるよう配慮する。
  - iii. 社外監査役に必要な情報提供と独立性を配慮する。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>32,411</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,995</b>
現金及び預金	3,956	支払手形及び買掛金	20,967
受取手形及び売掛金	24,781	短期借入金	893
商 品	3,047	1年内償還予定の社債	50
未成工事支出金	266	1年内返済予定の長期借入金	923
前 渡 金	44	未 払 費 用	702
前 払 費 用	58	未 払 法 人 税 等	199
繰延税金資産	235	未 払 消 費 税 等	263
未 収 入 金	59	賞 与 引 当 金	398
そ の 他	134	役 員 賞 与 引 当 金	40
貸倒引当金	△174	そ の 他	557
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,166</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,519</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,992</b>	長期借入金	1,912
建物及び構築物	958	繰延税金負債	561
機械装置及び運搬具	35	再評価に係る繰延税金負債	427
工具、器具及び備品	61	そ の 他	1,617
土 地	2,080	<b>負 債 合 計</b>	<b>29,514</b>
リ ー ス 資 産	34	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	821	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,636</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>164</b>	資 本 金	3,801
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,008</b>	資 本 剰 余 金	1,825
投資有価証券	4,410	利 益 剰 余 金	5,099
長期貸付金	8	自 己 株 式	△89
長期営業債権	166	その他の包括利益累計額	2,425
退職給付に係る資産	16	その他有価証券評価差額金	1,354
繰延税金資産	22	土 地 再 評 価 差 額 金	843
そ の 他	1,438	為 替 換 算 調 整 勘 定	37
貸倒引当金	△53	退職給付に係る調整累計額	189
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,577</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,062</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>42,577</b>

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	91,738
売 上 原 価	83,544
売 上 総 利 益	8,194
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,438
営 業 利 益	1,756
営 業 外 収 益	278
受 取 利 息	53
受 取 配 当 金	96
債 却 債 権 取 立 益	18
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	16
為 替 差 益	60
雑 収 入	33
営 業 外 費 用	60
支 払 利 息	52
雑 支 出	8
経 常 利 益	1,974
特 別 利 益	66
投 資 有 価 証 券 売 却 益	66
特 別 損 失	12
減 損 損 失	5
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	558
法 人 税 等 調 整 額	102
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,368
当 期 純 利 益	1,368



## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	3,801	1,825	3,956	△84	9,499
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△226		△226
当 期 純 利 益			1,368		1,368
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,142	△5	1,137
平成27年3月31日残高	3,801	1,825	5,099	△89	10,636

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成26年4月1日残高	627	798	△39	93	1,478	10,978
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△226
当 期 純 利 益						1,368
自 己 株 式 の 取 得						△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	727	45	77	96	946	946
当期変動額合計	727	45	77	96	946	2,083
平成27年3月31日残高	1,354	843	37	189	2,425	13,062

# 連 結 注 記 表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 12社

(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、TAKグリーンサービス株式会社、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

当連結会計年度において、シーエルエス株式会社の発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社としたため、連結の範囲に含めております。

タカシマパッケージングジャパン株式会社は、平成27年3月31日付で株式会社Tメディカルサービスを吸収するとともに、Tメディカルパッケージ株式会社社名を変更しました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3社

(北三高和株式会社、株式会社スズキ太陽技術、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak (International) Limited、iTak International (Shanghai) Limited、iTak International (Thailand) Ltd.、iTak International (Shenzhen) Limited及びアイタック株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

##### ②デリバティブ

時価法によっております。

##### ③たな卸資産

主として、商品は移動平均法（商品に含まれる販売用不動産は個別法）、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平（リース資産を除く）成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無形固定資産

主として、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
  - ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
  - 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
    - ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
    - ②その他の工事  
工事完成基準
- (6) ヘッジ会計の方法
  - ①ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
  - ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
  - ③ヘッジ方針  
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
  - ④ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (8) 消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

これに伴う当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金、また当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	1,843百万円
計	1,843百万円

(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,282百万円
----------------	----------

3. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 99百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 0百万円

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 45,645,733株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	226	利益剰余金	5.0	平成26年3月31日	平成26年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成27年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり議案として提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	271	利益剰余金	6.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日

### Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の与信管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。またデリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（23頁（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,956	3,956	－
(2) 受取手形及び売掛金	24,781	24,781	－
(3) 投資有価証券	4,100	4,100	－
資産計	32,838	32,838	－
(1) 支払手形及び買掛金	20,967	20,967	－
(2) 短期借入金	893	893	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	923	923	－
(4) 長期借入金	1,912	1,880	△31
負債計	24,695	24,663	△31
デリバティブ取引（※）	24	24	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

### 負 債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

#### ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	150	—	△1	△1
	買建 米ドル	1,203	—	29	29
	ユーロ	65	—	△2	△2
	合 計	1,419	—	24	24

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	天候デリバティブ取引 売建 プット	617 (-)	311 (-)	△24	△24
	買建 コール	617 (21)	311 (11)	24	3
	合 計	1,234 (21)	622 (11)	0	△21

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対 象	契約額等		時 価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	805	510	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	309

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,956	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,781	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期がある債券 (国債)	15	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	893	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	923	—	—	—	—	—
長期借入金	—	798	668	446	—	—

## V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅（土地を含む）等を所有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は68百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,332	△28	1,303	1,390

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は資本的支出に伴う資産の取得（2百万円）であり、主な減少額は不動産の売却（1百万円）及び減価償却の実施（29百万円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

(注4) (仮称)高島銀座一丁目計画(連結貸借対照表計上額1,984百万円)は大規模な賃貸ホテルを開発するものであり、開発が途中段階であることから、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含まれておりません。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	289円03銭
1株当たり当期純利益	30円27銭



## Ⅶ. 企業結合に関する注記

### 取得による企業結合

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 シーエルエス株式会社

事業の内容 人工皮革「クラリーノ」・合成皮革・ビニールレザー・織物等の靴・袋物・スポーツバッグ・アクセサリ・サイフ・ベルト等服飾雑貨の企画・開発輸入販売

##### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは「太陽エネルギー」、「断熱・省エネ」、「高機能素材」を重点領域として環境配慮型商材の拡販による持続的成長が可能な社会の実現並びに企業成長を目指しております。シーエルエス社が中心に取り扱っているクラリーノ（人工皮革）を当社グループのコア商材として拡充し、当社グループの持つ機能・販路とのシナジーにより、産業資材事業の成長を図ることを目的として、シーエルエス株式会社の株式を取得することを決定いたしました。

##### (3) 企業結合日

平成27年3月31日

##### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### (5) 結合後企業の名称

シーエルエス株式会社

##### (6) 取得した議決権比率

企業結合日前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に取得した議決権比率 100%

##### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権比率の100%を獲得したことによるものであります。

#### 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末をみなし取得日としているため、被取得企業の業績は当連結会計年度の業績に含まれておりません。

#### 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金及び預金 501百万円

未払金 39百万円

取得原価 540百万円

#### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却原価及び償却期間

(1) 発生したのれん 60百万円

##### (2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

##### (3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

#### 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 409百万円

固定資産 127百万円

資産合計 537百万円

流動負債 24百万円

固定負債 63百万円

負債合計 87百万円

#### 6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに種類別の償却期間

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	28,458	<b>流動負債</b>	23,024
現金及び預金	2,952	買掛金	16,370
受取手形	9,230	電子記録債権	3,219
売掛金	11,828	1年内償還予定の社債	50
電子記録債権	2,159	1年内返済予定の長期借入金	923
商未成工事支出金	1,624	関係会社預り金	685
前渡金	254	リース債務	12
前払費用	40	未払金	220
繰延税金資産	38	未払費用	387
短期貸付金	186	未払法人税等	105
関係会社預け金	20	未払消費税等	210
未収入金	60	前受金	427
その他の貸倒引当金	222	預り金	30
	122	賞与引当金	317
	△281	役員賞与引当金	40
<b>固定資産</b>	10,683	その他の	24
<b>有形固定資産</b>	3,828	<b>固定負債</b>	4,607
建築物	764	長期借入金	1,912
構築物	77	リース債務	25
機械及び装置	8	退職給付引当金	217
車両運搬具	0	預り保証金	1,552
工具、器具及び備品	45	繰延税金負債	465
土地	2,080	再評価に係る繰延税金負債	416
リース資産	29	その他	18
建設仮勘定	821	<b>負債合計</b>	27,632
<b>無形固定資産</b>	92	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	82	<b>株主資本</b>	9,496
施設利用権等	10	資本金	3,801
<b>投資その他の資産</b>	6,761	資本剰余金	1,825
投資有価証券	4,172	資本準備金	950
関係会社株式	976	その他資本剰余金	875
従業員長期貸付金	8	<b>利益剰余金</b>	3,958
関係会社長期貸付金	105	その他利益剰余金	3,958
敷金及び保証金	1,336	別途積立金	700
長期営業債権	166	特別償却準備金	2
その他の	52	繰越利益剰余金	3,256
貸倒引当金	△54	<b>自己株式</b>	△89
<b>資産合計</b>	39,142	評価・換算差額等	2,013
		その他有価証券評価差額金	1,344
		土地再評価差額金	669
		<b>純資産合計</b>	11,510
		<b>負債・純資産合計</b>	39,142

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	80,066
売 上 原 価	74,138
売 上 総 利 益	5,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,809
営 業 利 益	1,118
営 業 外 収 益	464
受 取 利 息	57
受 取 配 当 金	192
債 却 債 権 取 立 益	18
為 替 差 益	135
雑 収 入	60
営 業 外 費 用	35
支 払 利 息	32
雑 支 出	2
経 常 利 益	1,547
特 別 利 益	104
投 資 有 価 証 券 売 却 益	66
関 係 会 社 株 式 売 却 益	38
特 別 損 失	44
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5
税 引 前 当 期 純 利 益	1,607
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	410
法 人 税 等 調 整 額	112
当 期 純 利 益	1,084

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計			
					別 途 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成26年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	2	2,397	3,099	△84	8,642	
当期変動額											
剰余金の配当							△226	△226		△226	
特別償却準備金の取崩						△0	0	-		-	
当期純利益							1,084	1,084		1,084	
自己株式の取得									△5	△5	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	859	858	△5	853	
平成27年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	2	3,256	3,958	△89	9,496	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成26年4月1日残高	619	626	1,246	9,888
当期変動額				
剰余金の配当				△226
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				1,084
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	725	42	767	767
当期変動額合計	725	42	767	1,621
平成27年3月31日残高	1,344	669	2,013	11,510

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事  
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針  
当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. 重要な会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更致しました。

これに伴う当事業年度の期首の退職給付引当金及び利益剰余金、また当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産及びその対応債務

#### (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	1,843百万円
計	1,843百万円

#### (2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資有価証券	14百万円
計	14百万円

### 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,024百万円
----------------	----------

### 3. 保証債務

子会社借入金保証	120百万円
計	120百万円
上記のうち外貨による保証残高	120百万円 (US\$ 1,000千)

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,118百万円
関係会社に対する短期金銭債務	62百万円

### 5. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 99百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 85百万円

## III. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	2,926百万円
仕入高	539百万円
その他の営業取引高	33百万円
営業取引以外の取引高	140百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	430	22	—	453

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加22千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	176
賞与引当金	104
退職給付引当金	71
販売用不動産評価損	105
会員権評価損	7
投資有価証券評価損	84
減損損失	2
その他	85
繰延税金資産小計	637
評価性引当額	△275
繰延税金資産合計	361
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△639
特別償却準備金	△1
土地再評価差額金	△416
繰延税金負債合計	△1,056
繰延税金資産の純額	△695

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.12
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.12
住民税均等割等	1.06
評価性引当額の影響額	△3.43
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.94
その他	△0.71
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.51



3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は33百万円増加し、法人税等調整額が31百万円、その他有価証券評価差額金が65百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は42百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係		取引内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランドテクノ株式会社	栃木県那須塩原市	70	繊維製品の加工・販売	(所有)直接100%	兼任2人	当社商品の販売	商品の販売(注1)	184	売掛金 関係会社預り金	92
								資金の預け(注2)	802		190
								余剰資金の預け・預り	992		
								利息の受取(注2)	0		
子会社	TAKグリーンサービス株式会社	東京都中央区	60	太陽光発電システムの販売・施工	(所有)直接100%	兼任1人	当社商品の販売	商品の販売(注1)	2,086	売掛金 関係会社預り金	619
								資金の預け(注2)	1,525		305
								余剰資金の預け・預り	1,830		
								利息の支払(注2)	1		

(注1) 商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 資金の預け・預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

## VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	254円69銭
1株当たり当期純利益	24円00銭

## VIII. 企業結合に関する注記

連結注記表(企業結合に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

高 島 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 山 和 則<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

高 島 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 山 和 則<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

## 高 島 株 式 会 社 監査役会

常勤監査役	森 哲 治 <sup>㊟</sup>
監 査 役 (社外監査役)	川 添 丈 <sup>㊟</sup>
監 査 役 (社外監査役)	石 尾 肇 <sup>㊟</sup>

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の改善と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対し安定的に利益を還元することを基本方針としており、バランスのとれた利益配分を行うことを目標としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 配当総額271,156,248円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員~~の範囲が、社外役員から非業務執行役員に拡大されたこと~~に伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役等及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役~~の責任免除~~）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第29条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 （条文省略）</p> <p>第38条（監査役<del>の責任免除</del>） （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第46条 （条文省略）</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第29条（取締役の責任免除） （現行通り）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 （現行通り）</p> <p>第38条（監査役<del>の責任免除</del>） （現行通り）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第46条 （現行通り）</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって取締役高島幸一氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏の3名は任期満了となり、取締役田中邦忠氏は、本總會終結の時をもって退任いたします。つきましては、より一層迅速かつ確かな意思決定が行えるよう1名を減員し、取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たかしま こういち 高島 幸一 (昭和27年8月8日生)	昭和53年2月 ブロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社 平成12年7月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク・エクスターナル・リレーションズディレクター 平成14年6月 当社入社 平成14年6月 取締役副社長 平成15年6月 代表取締役副社長 平成16年6月 代表取締役社長（現任）	257,250株
2	たか がき やす たか 高垣 康孝 (昭和29年5月21日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 建材担当ディレクター 平成15年7月 建設分野担当ディレクター 平成16年4月 建設資材担当ディレクター 平成19年4月 名古屋支店長兼建設資材担当 ディレクター 平成21年4月 建材事業本部長兼東京統括部長 平成21年6月 取締役建材事業本部長兼東京統括部長 平成22年10月 取締役建材事業本部長 平成23年6月 常務取締役建材事業本部長（現任）	44,000株
3	おおはた やすひろ 大畑 恭宏 (昭和40年4月11日生)	昭和63年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファーイースト・インク入社 平成11年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 平成13年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 平成16年1月 株式会社B Tカンパニー社長 平成20年4月 当社入社 経営企画担当ディレクター 平成21年4月 経営企画統括部長 平成21年6月 取締役経営企画統括部長 平成22年4月 取締役経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年4月 取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年6月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年10月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長 平成25年1月 常務取締役経営管理本部長兼内部監査統括部長兼経営企画統括部長 平成26年4月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼産業資材戦略担当 平成27年4月 常務取締役経営管理本部長兼産業資材事業本部長（現任）	72,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役森哲治氏は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
もり 哲 治 (昭和26年3月5日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 物流資材（西日本1）ビジネスマネージャー 平成16年10月 営業管理ユニットマネージャー 平成19年4月 内部監査担当ディレクター 平成21年4月 内部監査統括部長 平成23年6月 常勤監査役（現任）	18,000株

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
( 電 話 照 会 先 )	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
一 単 元 の 株 式 の 数	1,000株
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	<a href="http://www.tak.co.jp/">http://www.tak.co.jp/</a>

---

### ●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### ●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。



# <株主総会会場ご案内図>

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル  
 当社本店11階会議室



## ◎交通機関のご案内

J R 中央線（快速）、中央・総武線（各駅停車）

..... 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より 徒歩 2分

## 地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 ..... 御茶ノ水駅 2番出入口より 徒歩 3分

東京メトロ 千代田線 ..... 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 2分